

2009年度 奨学金制度改正＜概要＞について

関西学院大学・大学院は2009年度から奨学金制度を変更します。新たな奨学金制度の設置、従来の奨学金制度の選考方法や採用人数の見直し、学業・成績だけでなく、家計状況に配慮したもの等制度内容を更に充実させます。主な改正内容は以下のとおり。

◆関西学院大学支給奨学金A＜名称変更＞学部生対象

現行の関西学院大学支給奨学金第1種・第2種を統合および名称変更し、採用数を増加する。奨学金額は現行の第1種支給奨学金同様、授業料の半額相当額。

◆関西学院大学支給奨学金B＜新設＞学部生対象

家計困窮度の高いものを対象とした支給奨学金。奨学金額は、支給奨学金Aの半額相当額。

◆関西学院大学大学院支給奨学金大学院生対象

（ベーズ特別支給奨学金）＜採用枠増＞

学業成績が極めて優秀な新入生を対象とした推薦制の支給奨学金。学費全額相当額。現行、博士課程前期課程1年生および専門職学位課程1年生から博士課程後期課程1年生にも対象を拡大。

（ベーズ第1種支給奨学金）＜採用数増＞

（法科2種支給奨学金）＜採用数増＞

◆関西学院大学貸与奨学金＜募集時期の変更＞学部生・大学院生対象

募集時期を現行「学部生は4月および10月の年2回」「大学院生は4月の年1回」を、いずれも10月の年1回とする。

◆提携教育ローン＜新規導入＞

金融機関（三井住友銀行および三菱東京UFJ銀行）との提携教育ローンを導入。一般の教育ローンよりも低利で融資を受けることが可能。

◆利子補給奨学金＜新設＞

提携教育ローンの融資を受けたものを対象に利子相当額を、支給奨学金として交付を行う。

以上